

秋田県告示第253号

秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第8号及び第11号に規定する漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項並びに同規則第11条第1項及び第2項の規定による制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めて公示する。

令和7年4月22日

秋田県知事 鈴木 健太

1 制限措置の内容

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
たら刺し網漁業	たら	固定式刺し網	別記1	毎年1月25日から同年3月31日まで	定めなし	10トン未満	1	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
たこつぼ漁業	たこ	たこつぼ（箱を含む。）	別記2	令和7年6月1日から同年8月31日まで	定めなし	10トン未満	2	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年4月22日（火）から同年5月21日（水）まで

3 その他

この告示に係るたら刺し網漁業の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日まで、たこつぼ漁業の許可又は起業の認可の有効期間は、許可又は認可の日から令和7年8月31日までとする。

別記1 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

- ア 入道崎燈台中心点
- イ アから10度4海里の点
- ウ エから0度6海里の点
- エ 北浦港第1防波堤燈台中心点

別記2 最大高潮時海岸線から4海里以内の男鹿市戸賀加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱から224度31分の線以北の区域における水深100メートルから200メートルの海域